

専門部会活動（行事参加）に関する規程

1. この規程は四日市市立富田小学校PTA会則第十三条に基づき、専門部会活動（行事参加）に関する事項を定める。
 2. 年度行事及び募集定員は、PTA会則第八条の決議機関にて決議する。
 3. 行事への参加には、次の者を除く。
 - 本年度の当会本部役員候補者。
 - 本年度に富田地区社会福祉協議会組織内の保育園・幼稚園・中学校及び富田地区育成会の本部役員を務める当会員。
 - 本年度の当会地区委員。
 - その他の事情がある当会員。
 4. 参加行事の決定に当たっては、次の者を順次優先する。
 - 過去に当会の本部役員となった会員。
 - 前年度に当会の行事代表者及副代表者となった会員。
 5. 下記のような事情のある会員は、特に審議会を設け、審議会の認めた会員については参加行事の決定に当たって考慮する。
 - 会員が介護をしている場合
 - 3歳未満の乳幼児がいる場合
 - その他の事情がある場合
 6. 上記3. 4. 5の項目については、会長、顧問（前会長、学校長、教頭）で、組織する審議会（非公開）において決議する。
 7. 各会員は定期総会後に配布される用紙に自己の参加を希望する行事に対し、希望順位を付けて締切までに学校へ提出する。但し、配布日及び提出日は、その年度に応じて決定される。尚、希望順序の提出なき会員は、各行事に適宜振り分けるものとする。
 8. 参加行事の決定方式は次の通りとする。
 - 参加行事の決定に先立ち、学級委員を決定する。その方式は各クラスにおいて学級委員を希望順位1位とした者が2名未満の場合は、同クラスにおいて学級委員への希望順位1位に近い者から順に決定される。決定においては抽選もあり得るものとする。また、希望順位1位とした者が2名より多い場合は抽選とする。但し、抽選となった時は本規程4に定める者を優先する。
 - 行事参加免除者及び地区委員、学級委員を除いて、優先順位の高い会員より、「参加行事の決定方式に関する規程」に基づき参加行事を決定する。各行事の定員より希望者が多い場合は抽選とし、選にもれた方は次の希望行事へ順次まわるものとする。
 9. 各行事の参加者の決定は、公開にて行う。
 10. 各行事別の参加者は期日を定め体育館に掲示すると共に会員へ連絡する。
 11. 各行事別の参加者の中、互選により行事代表者1名副代表者1名を決する。但し、副代表者は必要に応じて2名とすることができる。尚、代表者、副代表者には原則として次の者を除く。
 - 過去に当会の本部役員となった当会員。
 - 上の子供が新1年生の当会員。
 - その他その行事参加者が認めた理由がある当会員。
 - 過去に行事代表者若しくは副代表者となった当会員。各行事別参加者の内、代表者除外の権利を持つ者が3/4を超える場合は、その権利は行使出来ないものとする。
- 附則
1. この規程は、平成15年4月25日より実施する。
 2. この規程の一部を改正し、平成16年4月20日より実施する。
 3. この規程の一部を改正し、平成17年4月18日より実施する。